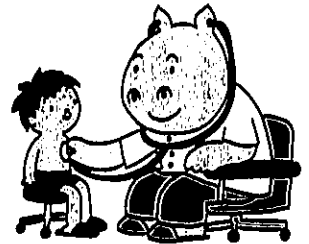


子ども医療費受給者証の交付を受けられた方へ

道内の医療機関で診療を受ける場合は、この証を必ず窓口（受付）に見せてください。

【対象になる人は】

高校卒業までの方で、保護者の扶養、監護をうけている方が対象です。（高校入学時に受給資格継続の申請が必要です。）
ただし、主たる生計維持者の所得制限があります。



【病院の支払いは】

道内の医療機関では初診1件につき、次の初診時一部負担金がかかります。
（ただし、受給者証を提示せずに受診すると医療費を請求される場合がありますのでご注意ください）

初診時一部負担金

医科受診の場合	580円
歯科受診の場合	510円
調剤の場合	無料

《次のものは助成対象外となります》

- ・保険適用外の費用
（例えば容器代・診断書料・おむつ代等）
- ・入院時の食事療養費の標準負担額
- ・学校、子ども園などの活動中の傷病

※入院するときは

事前に参加している保険者（協会けんぽ・共済組合など）から「限度額適用認定証」の交付を受け、この証と健康保険証と一緒に医療機関の窓口（受付）に見せてください。
請求されるのは助成対象外の費用と初診時一部負担金のみです。

【受給者証が使えないときは】

- ① この受給者証は道内の医療機関しか使えません。道外の医療機関を受診した場合は一旦医療機関で精算していただき、後日役場へ申請をすると該当する医療費を助成します。（申請方法は裏面をご覧ください）
- ② 受給者証には有効期限があり期限を経過した証は使用できません。毎年7月に前年の所得を審査し受給者証の更新を行い、該当となった場合は7月末に役場から自動的に新しい証をご自宅へ送付いたします。自動更新なので原則的に手続きは必要ありません。
- ③ 安平町から転出したとき（施設入所や療生活などを送る方はお問合せください）

申請が必要なとき、お問い合わせはこちらの窓口へ

総合庁舎(早来)

健康福祉課

国保・介護グループ（電話 29-7072）

総合支所(追分)

住民サービス課

住民サービスグループ（電話 25-2411）

よくあるご質問

<p>整骨院にかかるときに受給者証は使えますか。</p>	<p>道内ほとんどの柔道整復治療（整骨院）では使えますが、まれに使用できないところもあります。（受診の際に受付でお問合せください） 柔道整復の場合、受診者の自己負担はありません。 整骨院で受給者証を使用できない場合は一旦精算して後日、役場へ助成の申請をしてください。</p>
<p>道外の医療機関や受給者証の提示忘れ、整骨院の受診で役場へかかった医療費の助成申請をしたいのですが。</p>	<p>総合庁舎（早来）の健康福祉課（国保・介護グループ）、または総合支所（追分）の住民サービス課（住民サービスグループ）のどちらでも助成申請ができます。 ・・・ 申請方法 ・・・ 【払い戻しに必要なもの】 印かん、領収書※1、保険証、受給者証、振込先口座（郵便局を利用する場合は振込用の口座番号をご用意ください。）</p>
<p>訪問看護を利用するのですが、受給者証は使えますか。</p>	<p>訪問看護※2でも受給者証は使えます。訪問看護の場合も受給者証を提示すると580円の負担で利用できます。</p>
<p>学校（こども園）で病氣・怪我をしました。</p>	<p>（独）日本スポーツ振興センター災害共済の対象となる「学校や子ども園等の活動中の傷病」のときは、この証を医療機関には提示せず受診し、後日通っている学校等を通じての給付申請をしてください。 詳しいことは役場へお問合せください。</p>
<p>どんなときに手続きが必要になりますか。</p>	<p>次のようなときは役場へ申請が必要です。 ① 住所または氏名に変更があったとき ② 健康保険証に変更があったとき ③ 他の市町村に転出または死亡したとき ④ 受給者証を失くしたり汚したとき ⑤ 主たる生計維持者が変わったとき ⑥ 世帯員に異動があったとき 手続きには受給者証、印鑑のほか②のときは健康保険証、⑤のときは所得証明書（またはマイナンバー）が必要です。</p>
<p>中学卒業後、学校に進学しないと受給者証はもらえませんか。</p>	<p>中学を卒業後も保護者の扶養、監護を受けている方が助成の対象なので、お子さんのご就職等により扶養、監護から外れなければ受給者証の交付対象となります。（申請が必要です）</p>

（※1）領収書は受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、2年を経過した領収証は払い戻しできませんので申請はお早めに。

（※2）訪問看護とは病氣や障害を抱えながら自宅療養をしている方に療養生活のお世話や診療の補助を行なうサービスです。